

第1項 計画的な土地利用の推進

1. 現況と課題

*用途地域

快適で良好な環境の形成を目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づいて定められる地域。建築物の用途、建ぺい率、容積率などの規制があります。

*用途地域によって、地域に即した秩序あるまちづくりを誘導していますが、用途地域の基本的な区分は、指定から37年が経過するものの変化がなく、本市の将来像を見据えるなかで、抜本的な見直しを行う必要があります。

本市の観光資源である自然環境を保全するため、*風致地区の指定などが望まれています。この手法の導入を検討するためには、総合的に緑地を整備・創出・保全するための「緑の基本計画」を策定する必要があります。

*風致地区

風致とは、自然の味わい、おもむき。都市の自然景観を維持するため、都市計画法に基づいて定められる地区。建築・宅地造成などの規制があります。

無秩序なミニ開発を抑制し、優良宅地分譲を積極的に応援していくためには、税制などの優遇措置を図る必要があります。また、高層建築物などについては、市民の合意を得た上で、景観に配慮した規制を行う必要があります。

現行の「伊東市土地利用等の適性化に関する指導要綱」は法的な強制力がないことから、新たなまちづくりに関する条例を制定する必要があります。

これらの施策を実践していく上では、市民の合意がもっとも重要であることから、市民に規制や誘導に関する理解を求めていくとともに、計画策定や条例化にあたっては、市民参画のための方策を整える必要があります。

2. 施策の基本的な方向性

(1) 土地利用の誘導方策

本市が目指すまちづくりの将来像に合致した土地利用を図るため、用途地域の再編成を行うとともに、用途地域外の地域についても、風致地区の指定や農業振興地域の見直しを行い、地域の実情に即した土地利用の誘導を確立していきます。

(2) 秩序ある土地開発

用途地域外における乱開発を抑制し、秩序ある土地利用を図るため、地域の特性に合わせて開発誘導地域と規制地域の区域分けを行っていきます。

インフラ整備が行われ、防災面での措置がなされている優良宅地分譲については、税制面やゴミ収集などの行政サービスの優遇を積極的に推進する一方で、法の目を潜って行われる開発行為は、現法規制の運用強化と独自条例の制定により、規制していきます。

3. 施策の体系と主要施策

1 土地利用の誘導方策

- ・用途地域の見直し
- ・用途地域外地域の規制
- ・地域ごとの土地利用目標の確立

2 秩序ある土地開発

- ・開発誘導地域と規制地域の区域分け・誘導
 - ・乱開発の抑制
 - ・新たなまちづくりに関する条例の制定
-



第2項 自然環境の保全と活用

1. 現況と課題

本市は約44.7%の地域が富士箱根伊豆国立公園に属しています。本市の自然景観は重要な観光資源であり、積極的に保全する必要があることから、既定の法制度に加え、市独自の条例制定による保全策を確立する必要があります。

また、自然環境を保全するため、土地の形状変更を抑制するとともに、工事などによる残土の処分方法についても、保全策にのっとり検討する必要があります。

乱雑に掲出されている屋外広告物や樹木の伐採により損なわれている自然景観の修復は、地域住民や事業者のコンセンサスを得ながら行っていく必要があります。

今後の観光形態は、眺めるだけの自然の享受ではなく、体感できる自然も大事であることから、自然環境の保全との調和を視野に入れながら、自然との触れ合いの場の創設を検討していく必要があります。

2. 施策の基本的な方向性

(1) 自然環境の保全

富士箱根伊豆国立公園第1種特別地域や市街地周辺の山並みの景観など、優れた自然景観を有する地域を積極的に保全するため、これらの周辺地域についても、建築物などの建築や土地の形状変更等に制限を加えていきます。

特に、国立公園地域内の開発については、土地利用に関する条例の制定などによる開発基準の強化により、自然環境に留意した開発の誘導を図っていきます。

また、工事などで発生する残土の処分については、自然環境への付加を排除し、リサイクル等の活用に留意した処分方法を誘導していきます。

(2) 自然環境の整備

開発地を自然景観と調和したものとするため、自然公園法などの運用強化や土地利用の条例化を視野に入れ、積極的かつ具体的な修景緑化対策を指導していきます。

(3) 自然環境の活用

自然を体感し、自然に親しみ、自然を学習する場として、自然公園などの活用を進めていきます。

第1節 自然と調和した都市形成

(4) 自然景観の保全

自然景観を保全していく上から、屋外広告物などの工作物は、周囲の景観と調和した意匠・形状となるよう指導強化を図っていきます。

3. 施策の体系と主要施策

1 自然環境の保全

- ・自然景観保全地域の指定
- ・土地の形状変更の規制
- ・第1種特別規制地域周辺の建物等建築規制
- ・開発行為に伴う周辺環境の影響排除の強化
- ・残土処理場の確保と国・県と連携した処理方法の研究

2 自然環境の整備

- ・修景緑化の推進

3 自然環境の活用

- ・自然とのふれあいの場の創設
- ・自然環境活用に関する市民参加システムの創設

4 自然景観の保全

- ・屋外広告物の規制と除却
-



第3項 河川・海岸・港の整備

1. 現況と課題

(1) 人と水とがふれあう川づくりの現況と課題

市内の河川の総延長は 234 kmあり、計画的に改修が進められていますが、河川上流域の開発に伴う保水力の低下や、近年の異常気象による集中豪雨などにより、流下能力が不足している場所があります。

河川改修は治水対策のみならず、自然と親しみ、ふれあう場所として、河川が持つ多様で豊かな自然環境を保全、創出し、再生することをめざす川づくりを推進していく必要があります。また、地域の風土と文化を形成する重要な要素として、河川の個性を生かした川づくりも考えていく必要があります。

河川の水質悪化は生活環境に影響するため、河川に雑排水などの汚水を放流しないよう、地域の実情にあった浄化対策を促進していく必要があります。

また、総合的な治水砂防計画を策定するためには、その指針となる河川台帳の整備を進める必要があります。

(2) 海岸の現況と課題

岩礁や崖・砂浜からなる海岸線は、優れた観光資源として、また市民の憩いの場として、保全していく必要があります。併せて誰もが海に親しみ、海とふれあえる場所づくりも必要です。

海岸の保全や施設の整備においては、自然環境や周辺の観光施設と調和したデザインを検討するなど、地域の海岸景観に配慮して推進するとともに、生物環境に配慮していくことが必要です。

(3) 港の現況と課題

*伊東港は、古くから漁船の水揚げ地として利用され、また観光温泉都市・伊東の海の玄関口、観光港としての重要性も持っています。

伊東港を、さらに魅力的な港湾・海岸空間とするためには、大型船舶の入港に対応した整備や、老朽化した港湾施設の景観的に配慮した再整備、港の利用を阻害している不法係留されたプレジャーボート対策などが必要です。

伊豆半島は、地形的な制約から陸の交通が弱点となっており、これまでも度々、災害により交通が分断されています。多くの来遊客などの避難拠点・交通拠点となるという観点からも、港の整備が必要です。

*伊東港
港湾法第9条により地方
港湾として指定されてい
ます。
伊東地区及び川奈地区を
区域としています。

2. 施策の基本的な方向性

(1) 人と水とがふれあう川づくり

人が自然と親しみ、水とふれあえるよう、河川水質の浄化に取り組むとともに、自然環境に配慮した改修や、親水護岸や親水公園の整備を推進し、誰もが安全に水辺へ降りられるような空間を創出していきます。また伊東大川の整備については、地域の風土と景観に配慮した、まちなみと一体となった魅力ある川づくりを推進していきます。

さらに、流下能力の不足などにより、治水上問題のある河川については、優先的に改修整備を行い、その整備は治水上の安全に配慮しながらも、できる限り周辺住民とも連携し、河川環境の整備と保全を図りつつ、水とのふれあいを創出できるような改修方法を考えていきます。

また、河川環境は、住民生活に密着した生活環境であることから、住民による自主的な河川愛護活動を育成充実していきます。

(2) 豊かで美しい海づくり

長期にわたり、海食・風食により侵食され多種多様な景観を呈している海岸への観光客の集客を図り、市民の憩いの場としてや、景観を楽しむための展望園地などの施設整備に取り組みながら、保全を図っていきます。

また、豊かな自然を基盤として、観光、海水浴、サーフィン、ダイビングなどのレクリエーション、さらには漁業活動など様々な海岸利用が行われることから、施策の実施については、地域の人々、市、関係する団体、関係機関などと連携し、海岸利用のすみわけなど、ルール作りを考えていきます。

(3) 活力と魅力あふれる港づくり

伊東港については、観光、海洋レジャー、交通アクセス、漁業振興や物流さらには災害時の物流の拠点など多くの機能を求められている一方、港湾施設の整備が完了してから多くの期間が経過し老朽化が進んでいる部分も多いことから、国や港湾管理者である県に対して、要望活動を行い、港湾整備を図って行きます。

また、魅力ある港づくりをめざし、港情緒の創出を図るとともに、まちと港の連携や、観光と漁業の共生を進めていきます。

さらに、港湾機能に支障を生じている不法係留船対策については、県の係留施設整備に、側面から協力することで、整理を着実に進めていきます。

3. 施策の体系と主要施策

1 人と水とがふれあう川づくり

- ・ 自然河川への復元
- ・ 親水護岸・親水公園の整備
- ・ 伊東大川の整備
- ・ 河川の浄化対策
- ・ 河川台帳の整備
- ・ 治水対策

2 豊かで美しい海づくり

- ・ 海浜公園・海浜遊歩道の整備
- ・ 海岸景観の保全と活用

3 活力と魅力あふれる港づくり

- ・ 港湾利用の適正化
- ・ 港情緒の創出と併せた多機能型の港づくり
- ・ まちと港の連携
- ・ 観光と漁業の共生



第4項 美しい都市景観の形成

1. 現況と課題

(1) 都市景観の現況と課題

本市では、*伊東市都市景観条例（平成8年度制定）に基づく「都市景観形成基本計画」（平成9年度策定）を基本に、大規模建築物などについては、届出を義務づけ、景観誘導方針に沿って周辺のまちなみ景観との調和、良好な景観の形成に配慮するよう誘導に努めています。

条例には、特定の地区を指定し、個性的な景観形成を支援していく施策もありますが、現時点では、指定にいたっていません。

平成16年には*景観法が制定され、景観形成施策推進の根拠法も整備されています。

景観の創出は、由緒あるまちの風景の保全や失われていく個性を持つ風景を再生していくことであり、また、普段暮らす普通のまちなみも対象となるものです。したがって、それぞれの地域において、そこに暮らす市民の景観形成についての合意形成を図ることが必要です。

*伊東市都市景観条例
市民が誇りと愛着を持つ都市を建設するため、個性的で魅力あふれる都市景観を守り、育て、つくることを規定した条例。平成8年度に制定。

*景観法
美しく風格のある国土形成、潤いのある豊かな生活環境の創造と個性的で活力ある地域社会を実現するために、良好な景観形成についての基本理念などを明らかにし、地方自治体の取組を支援する施策などを位置づけた法律。平成16年制定。

(2) 公共空間の美化活動

地域や団体が、道路、河川及び海岸などの美化活動を実施しているところがあります。

公共空間の環境美化の主体は、市民であることを基本に据え、市民による美化活動を支援するシステムを充実、強化する必要があります。

2. 施策の基本的な方向性

(1) 都市景観の創出

観光都市として存続し、発展していくためには個々の観光施設の整備だけではなく、観光施設までの道のりや住宅地も含めた、より広がりのある景観形成が必要であり、このため景観に配慮したインフラ整備の推進とともに、住民の景観に対する意識そのものを高めていきます。

松川通りの周辺道路沿いのまちなみなどは、かつての温泉旅館街の情緒ある風景の再生や、市民の憩いや交流の場としての雰囲気づくりを図っていきます。

景観法を考慮しつつ、新たに条例を整備するなど、都市景観についての施策を推進していきます。

(2) 公共空間の美化活動

道路、河川及び海岸等の公共空間の環境美化については、市民、地域が主体となって行う活動を支援するシステムを充実、強化するとともに、より広範な市民の参加を促すための啓発を行っていきます。

3. 施策の体系と主要施策

1 都市景観の創出

- ・電線類の地中化や橋の美化等新たな都市景観の創出
- ・景観形成に関する住民意識の高揚
- ・景観条例に基づく地区の指定

2 公共空間の美化活動

- ・地域住民による公共空間の美化活動の支援



第1項 伊東駅・駅周辺市街地の活性化

1. 現況と課題

伊東駅は、昭和13年の開業以来、本市の玄関口としての機能を担っています。しかし、駅前広場は、電車からバス・タクシー・自家用車への乗換空間、来訪者・市民の滞留・歩行空間としては狭く、ゆとりと潤いのある広場への改良が求められています。

伊東駅前のまちづくりは、「伊東中心市街地まちづくり基本構想」（平成13年3月策定）にそって、平成15年9月には地権者によるまちづくりを考える会が組織され、話し合いが行われてきました。平成17年1月には「まちづくり方針」が作成され、同時に「伊東駅前地区まちづくり協議会」が設立されました。

今後は「まちづくり方針」を基に検討し、駅前広場を歩行者や自転車にとって安全で便利で使いやすい広場に改善を図るなどの事業化に向け、具体的な可能性を探る必要があると考えています。

また、中心市街地へ人の流れを誘導するための方策も必要となります。

2. 施策の基本的な方向性

(1) 駅及び駅周辺市街地の再整備

「伊東中心市街地まちづくり基本構想」の基本テーマは「観光生活都心」を築いていこうとするものであり、市民のための豊かな生活圏として中心市街地を築くことが、生き生きとした観光のまちになるという考え方を持っています。

駅及び駅周辺市街地の整備にあたっては、進ちょく度に応じて、市民の意見を反映し、市民が主体となって計画を練り上げ、市民と協働しながら進めることなどを考えています。

このため、伊東駅前地区まちづくり協議会など、市民のまちづくりに対する思いを把握し、地域住民から具体的な案を出してもらえるように支援し、手助けできる専門家の派遣などを考えていきます。

(2) 中心市街地を活性化する都市空間の創出

まちの活性化を図るため、伊東駅から中心市街地へ、また中心市街地から伊東駅へと自然に足が向くような都市空間を創出していきます。

このため、歩行者空間や、人の流れを一時的に留ませ、来訪者がイベントに参加することのできるコミュニティ広場などを整備していきます。

3. 施策の体系と主要施策

1 駅及び駅周辺市街地の再整備

- ・ 市民と協働の計画づくり
- ・ 伊東駅周辺の再整備

2 中心市街地を活性化する都市空間の創出

- ・ 新たな歩行者空間の創出
- ・ コミュニティ広場の整備



第2項 市街地・住宅地の整備

1. 現況と課題

(1) 市街地の現況と課題

中心市街地の周辺において、無秩序に市街地が拡大する傾向が見られるとともに、用途地域内においても、用途規制が現実となじまない状況にあるなど、これからのまちを構築していくためには、市街地の再編成は重要な課題です。

このことから、現行の用途地域や、都市計画道路等の都市施設についても、市街地の再編成に即した形に見直していく必要があります。

なお、市街地の再編成にあっては、市民と協働した計画づくりを行い、整備手法についても検討していく必要があります。

(2) 住環境の現状と課題

中心市街地の人口の減少に歯止めをかけ、定住化を促進するため、土地の有効利用を図るとともに都市緑地を創設するなど、住環境の整備を図っていく必要があります。

また、中心市街地を取り巻く住宅地についても、市街地とのつながりを保ちながら、住宅地としての落ち着きとゆとりを持ち、安全で快適な住環境を整えていく必要があります。

(3) 公営住宅の現状と課題

市営住宅については、「*伊東市公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、建て替えや外壁の補修などの整備を進めていますが、昭和40年代後半から昭和50年代前半に建設された中層耐火住宅団地が更新時期を迎えています。

このため、既存の市営住宅ストックの有効活用を図るため、安全で快適な住宅の改善や維持管理が必要となっています。

また、市街地では、民間との協働による借上型公営住宅の導入などを考える必要があります。

*伊東市公営住宅ストック総合活用計画
既存の公営住宅ストックの有効活用を図るために、建て替え、改善、維持管理の計画を定めたもの。平成14年度策定。

2. 施策の基本的な方向性

(1) 市街地の再編成

安全で快適なまちづくりを推進するため、市民の合意形成を図りつつ、地区計画などの誘導方策を進めます。

(2) 住環境の整備

中心市街地における安らぎと潤いの空間として、ポケットパークや公園緑地の整備による緑の空間を創出させ、広幅員の歩道整備により、誰もが安全に安心して歩ける道路づくりを行い住環境の整備を図ります。

また、中心市街地での定住化を促進させるため職住一体となる建物の建設を誘導していきます。

さらに、中心市街地周辺の住宅地についても、地域の特性を生かし、コミュニティの場も確保し、自然景観の保全に努め、安全で快適な住環境を創出していきます。

(3) 公営住宅の整備

「伊東市公営住宅ストック総合活用計画」の見直しを図りながら、地域住宅計画を策定し、更新時期を迎えている中層耐火住宅団地の改修を総合的、計画的に進め高齢社会に対応した良質な住宅を供給していきます。

また、耐用年限を経過した木造住宅団地や簡易耐火住宅団地については、周辺の住環境を良好に保ち、地域の防犯・防災の安全性を向上させるため、順次除却に努めます。

3. 施策の体系と主要施策

1 市街地の再編成

- ・市民コンセンサスの形成
- ・特別用途地域や地区計画等の指定
- ・小規模開発等による街区の再整備

2 住環境の整備

- ・都市緑化の推進
- ・市街地周辺住宅地の整備
- ・職住一体の建物への誘導
- ・居住水準の向上
- ・防災性の高い安全な住宅・住環境の整備
- ・高齢社会に対応する安全、快適な住宅・住環境の整備

3 公営住宅の整備

- ・高齢社会に対応した住宅の整備
- ・老朽住棟の改善
- ・地域の防犯・防災の安全性の向上

第3項 公園や身近な生活道路の整備

1. 現況と課題

(1) 公園の現況と課題

本市における都市計画公園の整備面積は、国の示す一人当たり整備基準を大きく下回っており、市域全体においては自然緑地が多くあるものの、市街地では公園や緑地が不足しています。このことから、民地などの未利用地を活用し、公園・広場や緑地の整備を図っていくとともに、市街地においては公共空地を創出し、ポケットパークなどの小公園の整備を図る必要があります。

豊かな自然に囲まれた天城霊園は、墓参者だけではなく、広く市民が散策に訪れる霊園として整備をしていく必要があります。

しかし、予定した墓所建設が進まず、墓所需要に応えられない状況と、承継者がいないなど家族形態の変化に対応する納骨堂も併せ早急に建設を推進していく必要があります。

都市公園（開設済）区分（平成17年3月31日現在）

区分	宇佐美地区		伊東地区		対島・小室地区		計	
	園数	面積(ha)	園数	面積(ha)	園数	面積(ha)	園数	面積(ha)
総合公園					1	40.30	1	40.30
地区公園			1	7.50			1	7.50
近隣公園			2	1.20			2	1.20
街区公園	5	1.28	5	0.83	3	1.30	13	3.41
特殊公園			3	1.59			3	1.59
計	5	1.28	11	11.12	4	41.60	20	54.00
地区内人口		10,610		29,721		34,711		75,042
地区1人当たり㎡		1.206		3.741		11.985		7.196

(2) 生活道路の現況と課題

幅員の狭い生活道路や権限移譲に伴い移管された里道は、車両の通行に支障をきたしているところが多く、災害時などの救急活動が困難な状況にあります。

このような道路については、拡張整備のため建築後退線などを利用して道路用地の確保に努めるほか、里道は用途廃止を含め整理する必要があります。

さらに、変形交差点は、事故が発生しやすく、線形を整えることが必要となっています。

戦後の*モータリゼーションにより、自動車中心に道路空間が使用されてきたため、歩行者や自転車にとって、危険な道路となっています。通行する住民にとって買い物、通勤、通学、散歩など、日常生活において、様々な目的で使われる道路は、日常生活の基盤となるものであり、安全、安心な通行のための機能や、人が集い、憩うための機能を持った空間として、ふれあいとゆとりある生活を実現する身近な空間としての整備が望まれています。

*モータリゼーション
 自動車が生活必需品として普及する現象。自動車の大衆化。

2. 施策の基本的な方向性

(1) 公園の整備

市街地における公園緑地が少ないことから、ポケットパークなどの緑地とともに公園整備を推進します。また、既存公園については、老朽化が著しいことから再整備を行い、市民や観光客の安らぎと憩いの場としての都市公園や、子どもの健全な遊び場として市街地の空地などを活用し、子ども広場を整備していきます。

(2) 霊園の整備

都市公園霊園として祖先の霊が眠る静寂な環境を保持し、墓所利用者だけでなく、市民が散策に訪れる霊園の整備を推進します。

また、墓所需要に応える墓所建設の推進と承継者のいない墓地希望者に対応する納骨堂の建設を進めます。

(3) 生活道路の整備

緊急時の車両の通行を円滑にし、清掃車などの運行や市民が安全に利用できる道路を構築するため、幅員の狭い道路や里道は建築後退線などの活用により用地確保し、道路幅員が4m以上の道路整備を進めていくとともに、必要のない里道は、用途廃止するなど整理していきます。

また、事故の多い変形交差点の線形を整え、市民が安全に利用できる道路にしていきます。

開発道路についての管理協定の見直し、維持管理についての指導を行うとともに、管理者のいない私道については、維持補修などの要望に対して支援していきます。

(4) 人にやさしいみちづくり

住宅地などの日常生活空間となる道路では、歩行者などへの交通機能を重視した道路空間を形成する必要があります。高齢者や障害者も含め、市民だれもが安心して快適に利用できる*バリアフリーな道路の整備を進めるため、既設道路の有効利用や、植栽などによる潤いづくり、車道の狭小化による走行速度の抑制、歩行空間の確保など、人にやさしい道路整備を進めていきます。

また、様々な歩行者にとって利便性が高く安全な移動空間を確保するため、電線類の地中化を推進します。

*バリアフリー
「妨げになるものをなくす」という意味で、高齢者や障害者が不便を感じず生活や社会活動ができるよう施設を改善していくこと。

3. 施策の体系と主要施策

1 公園の整備

- ・市街地における憩いの場として公園緑地の整備と民地の活用
- ・都市計画公園の建設及び再整備
- ・子ども広場の整備

2 霊園の整備

- ・自然環境と調和した霊園の整備

3 生活道路の整備

- ・市道・里道の整備
- ・開発道路・管理者のいない道路の指導・支援

4 人にやさしいみちづくり

- ・バリアフリーに基づいた道路整備
 - ・道路空間の有効利用
 - ・共同溝の整備による快適なみちづくり
-

第4項 環境にやさしい暮らしの推進

1. 現況と課題

(1) 環境対策の現況と課題

近年の環境問題は、従来の工場などを発生源とする産業型公害問題から生活排水による河川や湖沼の水質汚濁、自動車排ガスによる大気汚染などの都市・生活型環境問題へ、さらには、地球温暖化やオゾン層の破壊の進行などの地球環境問題へと拡大しています。

現在、大きな社会問題となっているアスベストについては、中皮腫や肺がんなどの原因となり、潜伏期間が約35年前後といわれ、市民の不安を増長しています。

本市の現状においても、空き缶、空き瓶のポイ捨て、車両の放置、ごみの不法投棄なども後を絶たない状況です。

また、居住環境の改善に伴い、ねずみの害は減少傾向にありますが、蚊・はえ等の衛生害虫は年間を通じ発生しています。

このような状況のなか、各種の問題の改善を図るためには、生活様式や経済的活動を見つめ直し、持続的発展が可能な循環型で環境に負荷の少ない社会の構築が必要となっています。

健全で恵み豊かな環境を守り育て、良好な環境の恩恵を享受し、将来の世代に継承していくためには、市、市民、事業者、滞在者が、それぞれの役割を果たし、環境問題に一体となって取り組む必要があります。

このことを踏まえて、本市では伊東市環境基本計画を策定し推進しています。

(2) ごみの減量・再資源化の推進

本市におけるごみの排出量は、生活様式の変化などに伴い増加してきました。

*容器包装リサイクル法
家庭ごみに占める容積比の割合が高い容器包装廃棄物の資源としての有効利用を進め廃棄物を減量することを目的とした法律。平成7年に制定。その後、紙バックやペットボトルなども対象として範囲を広げ、リサイクルを推進しています。

*容器包装リサイクル法の施行や指定袋制度などの実施により、資源化量も増加してきており、ここ数年は横ばいの状況となっていますが、可燃ごみの中には古紙類など資源となりうる物が、まだ多く含まれて排出されています。

このことから、なお一層、買物袋持参運動の啓発、生ごみ処理機の普及の推進、ごみの分別排出の徹底及び分別の細分化による、ごみの減量・再資源化を市民の理解と協力を得て、積極的に取り組む必要があります。

ごみ総排出量および資源化量の推移

(単位：トン)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
燃えるごみ	42,592	43,448	43,658	40,081	41,633
燃えないごみ	2,109	1,485	1,745	1,541	1,860
資源ごみ	2,164	2,156	2,077	3,425	3,116
集団回収団体回収資源ごみ	2,316	2,648	2,695	2,623	2,580
総排出量	49,181	49,737	50,175	47,670	49,189
資源化量	5,470	5,814	5,773	6,887	6,352
資源化率	11.1%	11.7%	11.5%	14.4%	12.9%

第2節 快適な住環境の形成

(3) ごみ・し尿処理の現況と課題

近隣市町と駿豆ごみ処理広域化計画に基づき協議会を設置して、ごみ処理焼却施設建設のための検討を重ねてきましたが、国・県における指導方針の変更等により計画の見直しの必要が生じました。

このため、環境美化センターの重要性が増していることから、現施設の老朽化対策を兼ねた基幹施設整備を実施し、さらなる稼働期間の延長を図るとともに、施設を良好に維持管理していく必要があります。

御石ヶ沢清掃工場は、平成元年に旧焼却場を転用して不燃物処理工場として使用していますが、耐震性能が不足しているため、安全面からも補強を図るための計画づくりが必要です。

また、御石ヶ沢最終処分場は、焼却灰溶融固化処理委託事業を実施していることから、埋立地の供用期間を大幅に延ばすことが可能となっていますが、埋立地からの浸出水処理を適正に行っていく必要があります。

し尿対策については、公共下水道処理施設・地域污水处理施設・伊東市クリーンセンターで処理を行っていますが、現在クリーンセンターでは、浄化槽汚泥の処理が主体となっています。

下水道未整備地域においては、当面は、合併処理浄化槽設置の促進を図り、河川や沿岸海域の水質汚濁や悪臭などの発生防止のための啓発を推進していく必要があります。

2. 施策の基本的な方向性

(1) 環境対策の推進

伊東市環境基本計画に基づき、「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来への継承」の具体化を図るため、市、市民、事業者、滞在者が一体となり、人々の社会生活における質的改善を行うにあたっては、人々やその他の動植物などの生活及び生息場所の自然環境を損なうことなく、改善が達成できる社会の形成に取り組みます。

また、人体に影響のあるアスベストに係る対策などについては、使用市有施設の情報開示や、市民相談窓口を充実させるとともに、国に対して要望活動を行い、早期解決を図っていきます。

さらに、空き缶などのポイ捨て、放置自動車の発生、ごみの不法投棄などを防止するため、環境対策に関する法令、条例に基づき、適切な指導、啓発を推進し、良好な住環境の保全やまちの美観の保持に努めていきます。

ねずみ及び蚊・はえなどの衛生害虫の駆除については、市民からの消毒依頼を電話によるコール制とし、敏速で機動的な対応をしていきます。

(2) ごみの減量・再資源化の推進

ごみ対策の基本として、ごみを「作らない、買わない、出さない」運動を推進していきます。このため、商品の過剰包装の抑制・買物袋持参運動やごみを資源として活用した再生品の使用拡大、指定ごみ袋制度の啓発、資源ごみ集団回収団体の育成などを、市民の理解と協力を得て進めていきます。

また、資源ごみ収集日の拡大を検討していきます。

(3) ごみ・し尿処理対策の推進

ごみ処理経費削減のため、ごみ収集体制の見直しを行い、効率的な収集体制の確立を図ります。

ごみ処理対策については、処理広域化計画に対する国・県の指導の変更により計画の見直しが必要になり、対応策を検討するとともに、既存の環境美化センターの点検整備を行い、平成18年度より3か年事業で、排気ガス、老朽化対策を実施していきます。御石ヶ沢清掃工場、御石ヶ沢最終処分場においても、建物の補強対策も含め、適正な管理運営を図っていきます。

し尿対策については、し尿及び浄化槽汚泥の適切な処理に努めます。また、各種浄化槽の適切な維持管理について、講習会などを通して啓発を推進していきます。

3. 施策の体系と主要施策**1 環境対策の推進**

- ・地球環境や身近な生活環境の保全の推進
- ・水辺環境の保全（合併処理浄化槽の普及）
- ・アスベストに関する相談窓口の充実
- ・ポイ捨て防止条例の啓発及び不法投棄防止
- ・環境美化意識の啓発
- ・ねずみ及び蚊、はえ等衛生害虫の駆除

2 ごみの減量・再資源化の推進

- ・過剰包装の抑制・買物袋持参運動の推進
- ・家庭用生ごみ処理機器購入費助成制度の推進
- ・多量の事業系一般廃棄物市収集範囲の見直し
- ・容器包装リサイクル法の推進
- ・資源ごみ集団回収団体の育成

3 ごみ・し尿処理対策の推進

- ・ごみ収集体制の見直し
- ・ごみ処理広域化計画の推進
- ・ごみ処理施設の維持管理
- ・し尿処理施設（クリーンセンター）の維持管理
- ・浄化槽維持管理

第1項 交通体系の充実

1. 現況と課題

(1) 広域幹線道路網の現況と課題

本市における広域幹線道路網は、国道135号を根幹として、主要地方道伊東大仁線をはじめとする県道10路線により構成されています。

しかし、国道135号をはじめとする主要幹線は、恒常的に渋滞が発生し、市民生活や来遊客の移動に支障が生じる状況にあります。

このため、広域幹線道路網の整備を促進し、物資の流通、来遊客の誘導、災害時の避難、緊急輸送路などの役割機能を高めていく必要があります。

また、現在建設が進められている伊豆縦貫自動車道は、伊豆地域の社会経済活動の活性化の契機となるもので、これへのアクセス道路の整備も求められています。

国道135号の渋滞緩和や災害時の緊急避難・輸送路としての機能を持つ中部横断道路の整備は、一部の用地が未買収で進捗が遅れている状況です。

また、次期予定工区の熱海市との行政境工区については、調整が困難であり、事業手法の見直しが必要となっています。

(2) 鉄道交通の現況と課題

観光が主要産業である当地域の特殊性を鑑み、首都圏からの誘客は観光産業をはじめ地域経済の発展に重要な役割を果たしています。このため、JR伊東線・伊豆急行線における待ち時間の改善や*ユニバーサルデザイン化などの利便性の向上を図る必要があります。また、輸送の安全性の確保、増強を図るとともに、鉄道を利用した観光資源を生かした魅力ある地域づくりの推進が求められているため、沿線地域全体で鉄道の振興と活性化を図る必要があります。

*ユニバーサルデザイン
「すべての人のためのデザイン（計画・構想・設計）」という意味で、障害者や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを超えてすべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかうとする考え方。

(3) 公共交通機関の現況と課題

主要な公共交通機関である路線バスは、自ら交通手段を持たない人にとって、必要不可欠な移動手段であるとともに、環境負荷の小さい大量輸送機関として、重要な役割を担っていますが、少子化やモータリゼーションの進展などにより、利用者の減少と採算性の悪化が進行し、路線の廃止や運行回数の減少といった事態が生じています。

そのため、通勤・通学・通院・買物など地域住民の日常生活を支える公共交通機関として、生活路線バスの確保を図るとともに、だれもが安心してバスを利用できるよう、車両のバリアフリー化を進める必要があります。

また、生活路線バスの運行だけでは限界があることから、乗合バスを補完する新たな輸送手段や循環型コミュニティバスの運行など、交通体系全体について見直しを進めるとともに、必要以上のマイカー利用抑制のため、地域全体で公共交通を守り育てていく必要があります。

2. 施策の基本的な方向性

(1) 広域幹線道路の整備

地域幹線道路網の根幹である国道135号の整備は、重点事業として国県に対し強く要望していきます。

伊豆縦貫自動車道の早期完成は、伊豆地域の活性化にとって喫緊の課題であることから、関係市町と連携し、国県に対し強力で働きかけるとともに、これへのアクセス道路についても、整備促進を要望していきます。また、既存有料道路についても有効利用を図ります。

国道135号の渋滞緩和や災害時の緊急避難・輸送路としての機能を持つ中部横断道路の整備は、早期完成を図るため（宇佐美工区）の未買収用地の取得を進めます。また、熱海市との行政境工区については、県道へ昇格し、県事業として整備してもらえよう県へ要望していきます。

(2) 鉄道交通の整備

鉄道交通の整備は、地域の振興と活性化を図る上で重要であり、施設の改善などを含めた利便性の向上や利用促進を推進し、鉄道関係機関などと連携を図りながら、JR熱海駅などにおける待ち時間の解消など、ソフト面での利便性の向上を図る運動を展開していきます。

(3) 公共交通機関の充実

地域住民の日常生活を支えるため、生活路線バスを運行するとともに超低床ノンステップバスの導入を促進します。

また、地域の生活に根ざした利便性の高いバス路線の充実を図るため、市街地を巡るコミュニティバスの運行や、乗合タクシーなどバス事業を補完する新たな輸送手段を検討します。

さらに、公共交通を守り育てていくため、ノーカーダーの設定など、バス利用促進に係る全市的な取組を、住民や事業者とともに進めます。

3. 施策の体系と主要施策

1 広域幹線道路網の整備

- ・ 国県道の整備に関する働きかけ
- ・ 伊豆縦貫自動車道とのアクセス道路の整備要望
- ・ 中部横断道路の整備促進

2 鉄道交通の整備

- ・ 利便性の向上

3 公共交通機関の充実

- ・ 生活路線バスの運行
 - ・ 超低床ノンストップバス導入の促進
 - ・ コミュニティバス運行の検討
 - ・ 新たな輸送手段や路線の検討
-

第2項 幹線道路網の整備

1. 現況と課題

(1) 主要幹線道路網の現状と課題

本市における幹線道路網は、国道135号を根幹とし、県道10路線及び幹線市道によって形成されています。

国道135号は、恒常的に交通渋滞が発生している状況にあり、四車線化計画区域の整備は、着実に進ちょくしているものの、大部分は計画も無いことから、四車線化計画区域の延長を、国県に要望していく必要があります。

また、市内の円滑な交通体系を確立するため、伊東川奈八幡野線などの県道の改良整備も要望していく必要があります。

(2) 市道の現状と課題

市民生活に密接に関わる市道の総延長は、420 kmに及び、そのうち地域と地域を結ぶ1、2級幹線市道は、60路線、延長91kmとなっています。未整備箇所については、緊急度、重要度を勘案して、整備していく必要があります。

(3) 都市計画道路の現状と課題

現在、都市計画決定されている都市計画道路は、昨今の交通量や大型化する車両に対応した道路構造となっていないことや、また、歩行者が安全に安心して歩ける歩道幅が確保されていないことなど、計画決定時と現状との交通事情にズレが生じていることから、将来のまちづくりの骨格となる道路についての道路網を再編成する必要があります。

2. 施策の基本的な方向性

(1) 主要幹線道路網の整備

恒常的に交通渋滞が発生している市内の主要幹線道路については、快適な市民生活や来遊客の利便性確保の観点から、国道135号四車線化と県道の整備など、渋滞対策を国県に要望していきます。

(2) 市道の整備

地域間連絡道の根幹をなす1、2級幹線市道の改良整備は、各路線の実情と重要度に応じて、道路整備計画を策定し、計画的に整備を進めていき、財源確保のため、国県の補助事業を積極的に活用していきます。

また、道路整備及び利用計画の基本となる道路台帳の整備を図り、国が進めているデジタル化に対応できる台帳整備を進めていきます。

第3節 機能的な都市基盤の整備

(3) 都市計画道路の整備

道路網計画は、市街地の再整備計画の根幹となることから、現状の交通体系や道路構造令にそぐわない都市計画道路網を、市域全体の道路網計画に沿って見直し、再編成を行い、整備を促進していきます。

3. 施策の体系と主要施策

1 主要幹線道路網の整備

- ・伊豆縦貫自動車道の早期整備要望
- ・国道135号の整備要望
- ・県道（アクセス道路）の整備要望

2 市道の整備

- ・1、2級幹線市道の改良整備
- ・道路整備の計画及び台帳の整備

3 都市計画道路の整備

- ・都市計画道路網の再編成
- ・都市計画道路の整備



第3項 上水道の整備

1. 現況と課題

安心でおいしい水を安定的に供給するために、奥野ダム水源の有効利用と既存の湧水、井戸水などの限り有る水源を大切に保護するとともに、水質検査などの水質監視体制の強化をしていく必要があります。

また、水道利用者へ水資源の大切さを啓発するとともに、水道に関する情報提供を積極的に進めていく必要があります。

配水管などの送水施設及びポンプ場機器などの配水施設の老朽化が進んでいるため、老朽管の布設替えや機器の更新を計画的に進める必要があります。

高台対策および未給水地域の解消を図るとともに、民営水道を伊東市水道事業に統合し、水道事業の一元化を図る必要があります。

経営の健全化、合理化などに努めるとともに、経費の節減と適正な水道料金体系を確立し、水道事業の安定的な運営を図る必要があります。

2. 施策の基本的な方向性

(1) 水資源の確保と水質管理

安定的に安心して給水できる飲料水の確保をめざすため、奥野ダム流域水源をはじめ、湧水、井戸水の水質管理を徹底し、的確な情報収集と情報の公開を実施しながら、水源の水質保護及び汚濁・汚染防止に努め、限りある水資源の有効利用に努めるとともに水資源の大切さを啓発していきます。

(2) 上水道施設の改良・整備

安全でおいしい水を供給するため、老朽化した施設や機器の更新、送配水施設の整備を計画的に進めるとともに、高台対策や未給水地域の解消及び民営水道の伊東市水道事業への統合を図り、水道事業の一元化を推進します。

(3) 水道事業の安定的な運営

水道事業の健全運営をめざし、経営の健全化、合理化などに努め、常に経費の節減と適正な料金体系の確立を図ります。

3. 施策の体系と主要施策

1 水資源の確保と水質保全

- ・安全な水資源の確保
- ・水質管理の強化
- ・節水意識の高揚

2 上水道施設の改良・整備

- ・老朽管の改良
- ・施設機器の更新
- ・未給水地域への対応
- ・民営水道の伊東市水道事業への統合

3 水道事業の安定的な運営

- ・経営の効率化
-

第4項 下水道の整備

1. 現況と課題

市街地周辺への開発により、人口のドーナツ化現象が進行していることから、公共用水域の汚濁防止と生活環境向上のため計画区域の拡大を図る必要があります。

区域拡大は管路網整備費の増加につながり、また、老朽化した既存施設の改築費も増加していくため、使用料などを見直していく必要があります。

生活地域の拡大により、流出雨水量の増加をもたらすことから、雨水処理施設を整備していく必要もあります。

下水道計画区域外の整備は、地域における生活排水処理計画を策定し、状況に応じて国土交通省・農林水産省・環境省などの事業手法のなかから、効率的な処理・整備区域の設定及び整備手法を検討していく必要があります。

2. 施策の基本的な方向性

(1) 計画区域の整備

計画区域を拡大し整備率向上をめざし、管路網の整備を推進するとともに人口増加地区を優先して認可区域にとりいれ、区域の拡大を図っていきます。

これに伴い増える建設費や維持管理費のコストの縮減に努めるとともに、使用料及び受益者負担金の見直しを検討していきます。

雨水対策は、都市下水路を維持管理していくなかで雨水量の増加地区の改良工事を検討し、雨水幹線についても早期整備をめざし検討していきます。

(2) 計画区域外の計画及び整備

下水道基本計画を見直すなかで、全市における生活排水処理計画を策定し、生活環境の向上を推進していきます。

南部地区及び別荘地内など人口密度の低い地域は効率的な処理を行うため、地区ごとの整備手法を選定していきます。

3. 施策の体系と主要施策

1 計画区域の整備

- ・ 公共下水道計画区域の整備
- ・ 事業の健全運営と施設の整備
- ・ 雨水対策（合流地区、都市下水路）

2 計画区域外の計画及び整備

- ・ 地域汚水処理施設の整備
 - ・ 新規地区整備計画の策定
 - ・ 生活排水処理計画の策定
-